

# 危険物新聞

## 本年度第2回目の取扱主任者試験

7月26日、27日実施

商業大などで乙種4類のみ

大阪府では本年度第2回目の危険物取扱主任者試験を7月26日(金)27日(土)の二日間、桃山大学、工業大学、商業大学など3会場で実施する予定。

又、願書受付は7月22日、23日、府庁府民相談室で行われることが内定した。

準備講習は別掲のとおり延6回大阪市、堺市、大東市で実施、受付は大阪市西区の連合会で7月2日から4日まで堺防災協会で7月6日、大東市協会で7月5日に行われ、同時にテキストの発売も行われる。

**岸和田市** 岸和田市火災予防協会では、自治体消防発足20周年、協会創立20周年を記念し、同市民館で、6月15日午後1時から、大阪府知事(代理)消防救助課長)、大阪市消防局長、地元市長などの来賓を迎え、盛大な記念式を開催した。

**堺市** 堺市消防本部ではこのほど次のとおり人事異動を発令した。

▷堺消防署長 長辻光雄(鳳署長) ▷鳳消

尚今回より法令は註解付関係法令集(¥140)を、又問題集も一部改訂版(¥160)を使用する。

### 講習日程

期	講習日	会場
1	7月9日と7月11日	大阪府厚生会館 (環状線森ノ宮駅)
2	7月10日と7月12日	大阪府厚生会館 (環状線森ノ宮駅)
3 (夜)	7月11日 7月18日 7月17日 7月24日	市立(森ノ宮)労働会館 (環状線森ノ宮駅)
4	7月17日と7月18日	市立(森ノ宮)労働会館 (環状線森ノ宮駅)
5	7月15日と7月20日	大東市役所 (片町線住道駅)
6	7月16日と7月22日	堺市民会館 (堺東駅、又は宿院駅)

防署長 小路山俊治(堺署次席)

**河内長野市** 同市防火協会取扱主任者部会では第3回総会を6月7日午後2時から、市民会館で開催、部会長に金剛ペアリング梯宇陀昭志氏、副部会長に水崎石油梯小池重光氏、辻本可鍛鋳鉄梯豊田長年氏を選出した。

## 消防ポンプから家庭用消火器まで! 消防機器の総合メーカー



梯子消防車  
消防ポンプ車  
保険付消火器  
クレーン車

**森田ポンプ株式会社**

本社 大阪市生野区腹見町2の3-3  
TEL (751) 1351  
営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡

## 危険物取扱主任者試験

## (5月実施) 結果について

大阪府では去る5月26日、本年度第1回目の取扱主任者試験を実施、6月12日、合格者を発表した。

各類毎の成績集計は別掲のとおりで、乙種4類の合格率は昨年度の試験と比較しやや悪かった。しかし同じ4類でも4類のみを受験した者と、4類と他の類を兼類した受験者を比較すると、前者は44%、後者は64%と大きい差がみられる。理由はいろいろあると思われるが、欠席率を調べると5.5%と0.8%の違いがあり、案外この辺に成績格差の原因があるようである。

## 各論が悪い

## 大阪府消防救助係に聞く

乙種4類受験者は一体どの辺に弱いのだろうか。試験業務が一段落した某日、府庁消防救助課を訪ね、担当係主査杉山美氏に、試験結果についての概要をおうかがいした。

—乙種4類は前回よりやや悪かったようですね。試験は法令、基礎物理化学、各論の三科目ありますが、受験者は一体どの辺に弱いのか、今後の受験者の準備指針にしたいと思いますので、できるだけ具体的にお話を承りたいと存じます。

杉山 御承知のように合格基準は三科目60%以上正解するところです。

—科目別にみると出来具合はどうですか。

杉山 成績の良い順にみると、過去の試験殆んどは①法令②基礎③各論で、今回も各論が一番悪かったようです。各論の成績がよいときは合格率もよいということができます。

原因は種々あるでしょうが、4類の場合、品名が多く、しかも石油業界に勤務する者にとっては初めて耳にするような品名があり、その上ある程度の暗記が必要で、常識のみでは解答できぬことが多く、つまり中途半端な勉強では点がとれないということでしょう。

—では科目別にみて悪いところというか間違いの多いところを、まず基礎物理化学からお願いします。

杉山 問題内容が公開できないことになっているので、抽象的になると思いますが。

昭和43年度 第1回危険物取扱主任者試験結果表

区分		類別		1	2	3	4	5	6	計
単類 一 種 類 受 験 した た 者	申請者	11	7	19	3,850	3	40	3,930		
	欠席者	0	0	1	211	0	3	215		
	実受験者	11	7	18	3,639	3	37	3,715		
	合格者	8	1	7	1,604	2	19	1,641		
合 格 率		72.7%	14.3%	38.9%	44.1%	66.7%	51.4%	44.2%		
兼類 二 種 類 受 験 した た 上 者	申請者	45	36	45	130	27	89	372		
	欠席者	1	0	0	1	0	1	3		
	実受験者	44	36	45	129	27	88	369		
	合格者	30	17	33	83	20	59	242		
合 格 率		68.2%	47.2%	73.3%	64.3%	74.1%	67.0%	65.6%		
科目 免 除	申請者	56	38	51	6	43	92	286		
	欠席者	0	1	1	0	0	1	3		
	実受験者	56	37	50	6	43	91	283		
	合格者	48	25	47	5	34	73	232		
合 格 率		85.7%	67.6%	94.0%	83.3%	79.1%	80.2%	82.0%		
総 計	申請者	112	81	115	3,986	73	221	4,588		
	欠席者	1	1	2	212	0	5	221		
	実受験者	111	80	113	3,774	73	216	4,367		
	合格者	86	43	87	1,692	56	151	2,115		
合 格 率		77.5%	53.8%	77.0%	44.8%	76.7%	69.9%	48.4%		

(注) 合格率 =  $\frac{\text{合格者}}{\text{実受験者}} \times 100$

熱伝導率では、水と氷の比較ができない。又、元素、化合物、混合物の判定も悪いですね。

——過去の問題集をみても出題の品名はテキストに出ている範囲のようですが、今回もそう難かしいものは出題されていないのでしょうか。

杉山 過去の問題と似たりよったりなんですが。

基礎化学の用語の簡単な説明がわからない。つまり電解電離、イオン化、分解、中和、塩などの意味が理解できているのは約50%というところです。

燃焼の三要素の組合せは比較的よくできているが、可燃性蒸気の燃焼を爆発範囲と合せ表現した場合もう判らないということです。ようするに引火点に関する基礎的なものが分っていない人がかなりあるようです。

——といいますと。

杉山 可燃性蒸気が爆発範囲に混合していると点火源がなくても爆発燃焼する、範囲の上限以上に混合している場合でも爆発し得る、というように感想している人が多いようです。

消火剤については、化学変化が不勉強で、消火効果も少し応用的、復雑になると悪いですね。

問題の意図しているところをよく理解して解答するとう少しは成績が上ると思います。

——次は各論です。まず各類共通の問題はどうでしょうか。

杉山 悪いですね。正解率約40%です。

——4類共通の性質、危険性は。

杉山 まあいい方でしょう。

数種の品名をあげた場合、水溶性や引火点の比較は可成りできるが、発火点の比較ができないようです。

——個々の危険物についてはどうでしょうか。とくに弱い危険物は。

杉山 一般に石油類については判っているようですがその他の物品に弱いという傾向がある。具体的にあげると、アセトアルデヒド、アセトン、メチルエチルケトン、冰酼酸、ベンゾール、重油などがあります。

重油についていいますと、重油は種類によっては引火点

が70°C未満のものもあり、第2石油類に該当するものもある、ということが判らない人が30%もあるということです。

——最後に法令ですが。

杉山 60%以上正解した人が全体の7~8割と成績はよかったです。

強いて悪い項目をあげると、消防法危険物の指定、危険物の分類、免状と危険物の区分が不明確な人が多い。

又、主任者の立ち合い義務、運搬容器や貯蔵法について各職場で行っているとみられる違法行為（例えば運搬容器に表示しない。地下タンクに移動タンクより注油する場合移動タンクの主任者が立ち会えれば地下タンク側は立ち会わないなど）を合法的であると判断して、それを問題の解答にあてはめている向きが可成り多いですね。

——消防設備関係はどうですか。

杉山とりたてていうことはないが、円筒型タンクの容量や円の面積計算ができると思われる人が相当いるようですね。

又、免状の書換申請やタンク附属弁の材質についても成績は悪かったようです。

——最後に当局より受験者及び事務担当者になにか御註問はありませんか。

杉山 試験場で受験票の所持していない者が非常に多い。とくに当日試験場で、時間ぎりぎりに代理人が本人に渡すケースが多く、時間に間に合わずいつもゴタゴタがあります。

一括申請しても前日までに本人に渡してもらいたい。そして本人は念の番号を控えておくべきです。

合格通知が毎回2・30通返っているが、原因の殆んどは寮、アパート名の記入洩れです。又今回より郵便番号を記入することになるから注意願いたい。

——どうもいろいろありがとうございました。

**お断り：連載の「物質の危険性一覧表」は紙面の都合により、今月号に限り休みます。**



いま話題の

ABC粉末消火器は

ヤマトが

開発しました！



ヤマト消防株式会社

大阪・東京・福岡・北九州・尾道・名古屋・静岡・仙台・札幌・広島・富山

十勝沖地震被害地現地ルポ

## 地震と危険物施設

大阪市消防局 田中隆夫

「災害は忘れた頃にやってくる」本当に古くから云われているこの言葉通り、今回の十勝沖地震もまた突如として北海道、東北地方を襲った。思えばこの地方は昭和27年の十勝沖地震以来16年振りの大地震により被害を受けたわけで、ときは5月16日午前9時49分に発生、エリモ岬南々東120kmの深さ40kmの海底が震源地、マグネチュード7.8（気象庁観測）で、大正12年9月1日の関東大震災のマグネチュード7.9に匹敵し、先の（昭和39年6月16日）新潟地震を上廻るものであるからその大きさがうかがわれる。

このニュースを知った当日の午後、急きよ被災地を訪ね、被害の実状を調査するよう下命があり、北海道、東北地方など主な被害地を調査して、今後の防災計画の確立に考慮しなければならない幾多の生きた教材を手に入れて帰ってきたことは勿論であります、これに伴い被害の状況、参考となるべき事柄を拾って、ここに掲げることとした。

既に新聞、テレビ、その他で詳細が報道されているので、大方ご承知の事ばかりであるが、北海道は札幌、苫小牧、函館の各市を、青森県下では青森、三沢、八戸の三市を見て廻ってきた。結論的には、非常に大きな地震であった割合には、被害は小さかったように思われる。勿論、今回この地震で家屋の損壊、或いは山津波により流失、そして犠牲となられた方がある訳で、こうした方達に対しては本当にお氣の毒な事であり、心より敬意を表するものである。

通常震度5～6といえば強震・烈震といわれるもので、安定の悪いものはすっかり倒れ、家屋の倒壊も目立つものですが、その割合が比較的少かったと感じられる。やはり昔に比べて文明文化の発達もあり、被害を軽減する事ができたものと思われる。

### 地震と火事

地震が起った場合、家屋の倒壊による被害もさる事乍ら恐ろしいのは火災が発生して、それにより被害を一層大きくする事である。今回の場合も同じく各所で、同時に火災が多発したが、結果的に何れも初期消火の適切な措置により大きな火災としては、八戸市で約1100m<sup>2</sup>程焼失したものが1件のみで、幸いかな大事に至らなかった。各地の消防活動の状況その他については又別の機会にするとして、この様に火災発生の件数も少くかつ大事に至らしめなかった事は、今回の地震が非常に条件のよい時季、時間に発生した事といえる。丁度、冬も終り、寒冷のこの地方もそろそ

ろストーブ等暖房の取扱いも終り、片付けられるシーズン、オフであったこと、朝の食事も終り台所での炊事も終り片づけられていた時間帯であったことなどが、幸運であったといえる。もっとも発生した火災の殆んどの原因は、石油ストーブの転倒によるもので、特殊な例としては化学薬品の反応（学校の化学実験室にあった棚上の薬品が落下あるいは薬局の薬品が破瓶して爆発引火、といったケース）によって発生した火災も2、3報告されている。地方の気候、風土によるものかと思われるが当時石油ストーブを使用していた殆んどの人が、先づは火を消すことを忘れず自動消火のバルブを操作したり、或いはバケツに一杯の水もかけて、消火の措置をとっていたことは、感心せずにおれない。たまたまこうした措置を構じなかったか、中には措置したもの余熱で再燃した例などは誠に不運不幸であったといえよう。ここで石油ストーブについて考えさせられるのは転倒した殆んどのストーブが対流式の円筒型のもので、いわゆる反射式のものは比較的安定して倒れていなかつた様で、石油ストーブの選択についての指針をあたえるものであろう。

### 耐震建築のナゾ、天災か、人災か

建築物の倒壊は、ご承知の様に、函館大学の校舎が最も顕著なもので、県立の三沢商業高校、八戸の高校、工高専などが代表的なものである他は各市とも、一般民家、商家が若干づつ損壊した程度であったことは、不幸中の幸いであった。これら損壊した建物の原因について断言は許されないが、見た感じから考察すると、何れもが施工の不良であったのではなかろうかと思われる。設計にも、工事にもミスがなかったとはいものの、それぞれの同じ様なところに建っている他の建物や、一般木造の建物が大した被害を受けていないことから考えるとやはり施工設計で何等かの欠陥があった、耐震的考慮が充分でなかったといわざるを得ない結論に至るものと思い、こうした被害建物は今回の場合、人災であるかのように感じられるわけだ。

又、粗雑な埋立造成地に建築されたものも、地盤の沈下陥没によって被害を受けているが、造成工事の不良はやはり人災ともいえるし、こうした地盤に建築する際の地形基礎工事に対する配慮が乏しかったことによる被害は同じく人災というべきかもしれない。

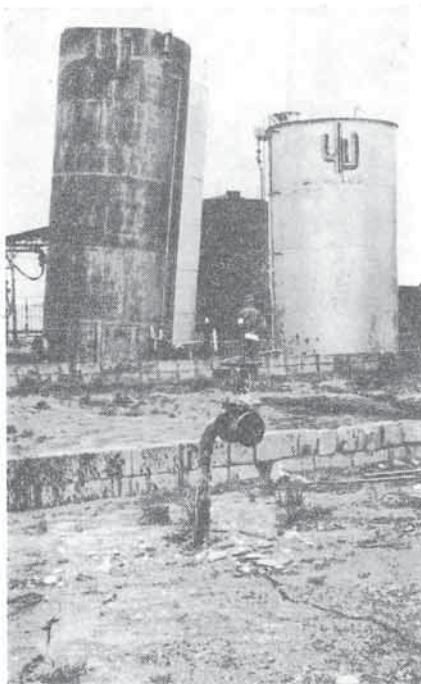
### 地震と危険物施設

今回の地震で、建物の損壊状況と今一つは危険物施設の損壊被害の状況調査が目的であったが、各市内、太平洋沿岸のこうした施設で、特に目立って大被害を蒙った例が少なかったのは誠に幸いであった。かって新潟地震の時には、石油の貯蔵槽が炎上延々約100時間も燃え続け黒煙天に冲し、さながら地獄絵図の觀を呈したことは今なお我々の記憶に残るところであり、消防戦術も全くのお手上げで大変苦戦苦斗したもので、その災害の恐ろしさを痛切に感じたわけであるが、このようなことから今回も又同じ様な

ケースで発生したのではなかろうかと、想像されたことに反して、ヒヤリ大火発生を思わず事故があつた程度に済んだことは、本当に思えばラッキーの一語につさるものがあった。しかし、余断は許さず、楽観は絶対禁物である。青森の港岸では

写真で見られるように、青森石油KKのタンクが倒壊寸前の状態となり、出光興産の青森油槽所においても、少からず被害を蒙っている。前者の場合、殆どが貯蔵されていたタンクであったので大事に至らなかったが、前後も共港岸の埋立造成地に建設されたもので地盤の崩壊が原因になっていることからするとこのような地盤に建設されるタンクの建設に当っては余程安全に地形基礎工事が施されないと、どんな事態が発生するか、想像して、肌に粟の生ずる思いがする。

八戸港岸の各石油基地（臨海工業地帯である八戸市では万一の危険をさけて、海岸沿いにある通称三角地帯に石油タンクを集めている、およそ500～300KL入りのタンクがざっと100基、青森県下の工場、家庭で使う灯油、重油、ガソリンなどを供給する、又三沢米軍基地への油送拠点である大石油基地である）においても、丸善さんのタンクの1つの底から油がドクドクと流失し、同油槽所はテナヤンシャの大騒動を演じたのであり幸い同基地の自衛消防隊の活躍で、タンクローリーで吸いとり、海面のものは（接岸中のタンカーから流失）オイルエンスで拡散を防止し、シーグリーンなど界面活性剤を撒布して乳化沈降させて、これを処理したので被害は発生しなかったが、本当にハットするショッキングな事故であり、事なさを得たことは誠に喜ばしい事である。原因是タンク底部の鉄板の接目に長さが約30cm巾2～3cmの亀裂ができたとのことであるが、新潟地震の昭和石油のタンクのように、タンクの浮き蓋と内側の鉄板が摩擦してスパークし、引火したと思われるよ



約20度傾斜した青森石油のタンク、附近一帯に地割れがみられる。

うな偶然が今回も作用していたならば、いったいどんなことになっていたらうか、危険物の貯蔵、取扱いについては、政、省令によって、いろいろと規制されていて、それぞれ規定に適合した構造、設備であり、かつ、これが適正に管理、維持されている筈であると思われるが、ややもすれば都合主義で勝手に変更されていたり、経験、慣習での取扱いをしたりして、ときに事故の発生を見ることがあるが、この様なことは、絶対許されないことで、法定基準に適合していることでもって満足せずより良い、安全な施設を充実させねばならない。フレキシブルパイプをとりつけるよう規制されたり、防油堤を設けるよう規定されたりしたが、いずれも地震、震動による事故防止のためのものであるが、今回かなりその実効のあったことが認められ、やはり粗雑な工事による防油堤の破壊現場を見たとき、その目的達成の為にはもっと完全なものを築造すべき必要のあることを痛感された。

近年LPGの普及は目ざましく、農魚村都市周辺部においての需要率もぐんと伸びてきており、今回訪れた各都市周辺部においても盛に使用されていたが、これも幸い大した被害はなかった様で、パイプの折損容器の倒壊件数は非常に数多くあったようで今後益々需要の盛んになるにつれ、色々と検討すべき事があると思われるが、容器の転倒などが差し当たり防護措置を構すべき問題の一つと考えられる。

以上今回の地震による各被害の概況であり、至極一般的なことを申し述べたがこの中からも何かの教訓を得るものであり日頃からの精神的訓練を実施し、災害に對処する心得が先づ大事であることをもっと真剣に考えるべきであろう。



出光興産青森油槽所の泡消火栓用ポンプ室、配管部が破損

あいつぐ

## 加熱処理中の危険物事故

大阪市

天候不順な最近であるが、5月下旬から今月にかけ、大阪市内の危険物製造所等で危険物の加熱処理工程における異常噴出並びに火災事故が連続して3件発生しており、いつも現場作業員の不注意等に原因があるものと推定されるので、以下各職場における安全対策の一助とされるよう事故の概要をお知らせしたい。

## 印刷用ワニス釜で突沸

5月22日午後2時40分、東住吉区加美旭町、0インキ製造会社の印刷用ワニス中間品製造工場において、反応釜で加熱反応中の合成樹脂とジェチレングリコールの混合溶液が溢出、隣接の反応釜熱源である都市ガスの火により引火、約15万円の損害を出した。

原因は第1工程で合成樹脂とジェチレングリコールの混合物を180°Cまで加熱し、後第2工程として加熱をやめて再度少量のジェチレングリコールを投入したところの中に水分が含まれていたため突沸し、ワニス中間品が溢出したものである。

この間の事情は、ジェチレングリコールを投入した際作業をしていたYは通常と異った様子におどろき、約2~3杯内容物をくみ出し、暫らく監視していたところ沸騰がおさまった様子なので、次の作業を急ぐべく2~3分その場を離れた。そのわずかな間に再度突沸がおこったためか、釜の外にワニス中間物が相当大量に溢出、燃えあがっていたものである。

## 廃油精製釜突沸、附近一円に油噴出

6月5日午後2時頃、東淀川区田川通5、廃油精製業I石油会社の原料油温釜より加熱処理後の廃油約800ℓが写真にみられるように国鉄線路及び対面の住居一円に異常噴



保温釜から噴出した油は線路や向いの住居まで飛散。  
(白い点線内の黒ずんだところ。)

出した。

保温釜は保有空地3m並びに道路(6m巾)をへだてて国鉄梅田回送線、同地方貨物線に面しており、いつもは列車が頻繁に行ききしているところであるが、事故当時運良く列車の通行がなく、国鉄敷地内の各種施設等に廃油が附着しただけで惨事にはいたらなかった。もし列車の通行中でパンタグラフ等から火花を発していたとしたら、おそらく1~2両の列車は全焼し、更に噴出範囲一面に燃え広がり、同工場隣接するルーフィング工場はもちろん、道路、鉄道線路をへだてた、約80mも離れた民家にも飛火していたと考えられ、その光景を想像するだけにそらおそろしい事故になったであろう。

同工場は主にエンジンオイル廃油再精を行っており、原料油が入荷すると一時タンクに静置、油と水を分離、油分だけを保温釜で130°Cまで搅拌加熱し、水分を再度蒸発分離させ、真空蒸溜釜に移送、その後硫酸化、脱色等の処理を行ない一定粘度のオイルを再製している。

噴出原因是、上記原料保温釜に約7000ℓの廃油を入れ、加熱を行う際、作業員が間違って搅拌機を作動させずにバーナーに点火したため、加熱が不均一となり油温測定部で130°Cになったとき加熱を中止したが、余熱のため保温釜

## あらゆる消防設備・設計・施工

斎田式救助袋

三洋式誘導標識灯

自動火災報知設備

各種の  
消  
火  
器  
一  
器  
ブ  
スケ  
ミ  
カル  
ホ  
ース  
酸  
炭  
工  
ア  
ホ  
一  
ム  
消  
火  
装  
置斎田式救助袋イ式  
近畿地区代理店  
株式会社  
三  
和  
商  
会大阪市西区江戸堀北通二丁目八  
TEL 大阪 (43) 二五六九

の温度は部分的に更に上昇、通常の如く攪拌中でも余熱のため2~5°C上昇するのであるが、攪拌していないため部分的には相当な温度上昇を伴ない、これため油の対流現象により、原料廃油中に含まれる約5%の水分がこの油の熱波に触れ、突沸現象をおこして、保溫釜上部の開放されていました。マンホールから廃油を噴出したものと見られている。

### 塗料反応釜で溶剤沸騰

6月7日午後6時9分頃、城東区今福北5、A塗料製造会社の合成樹脂ワニス工場(49m<sup>3</sup>)を半焼し、軽傷者1名を出した。

同工場は反応釜2基を設備、各種合成樹脂を混合、一定温度(270°C)まで加熱反応を行い、その後火を消し所定の温度まで冷却し、溶剤を混入攪拌し合成樹脂ワニスを製造するのであるが、当時作業員は270°Cまで加熱し8時間の反応作業を終り、バーナーの火を止め、溶剤混入準備を終ったが、所定の温度まで下っていなかった。やがて終業時間でもあったため作業員の1人が、作業を急ぎ、反応液表面近くに水銀温度計をさし込み測定したところ、一応所定の温度を示した。

そこで急ぎ溶剤を混入、攪拌機を作動させたが、溶剤が沸騰、仕込釜から可燃性蒸気が多量に噴出、隣の同じ反応釜はバーナーにより加熱反応中であったので、その火により引火し、爆発的に火災となったものである。

作業員の温度測定は攪拌を中止し、たまたま所定温度になっていた部分の温度を測定したもので、反応釜の大部分は未だ所定の温度を上回っているのに溶剤を入れ、攪拌機により攪拌したため沸騰を起したものである。

以上3件の事故はいづれも危険物製造所等の許可対象物であるが、設置されたのは古く、危険物の加熱方式として直火を使用していた等共通の問題点があるので次に事故原因となつた要因をさぐってみよう。

- (1) 上記の通り、加熱に直火方式をとっているのに焚火口と作業場との耐火構造による区画がなされていなかった。
- (2) 加熱、冷却時における危険物の温度管理が不十分であり、各種操作が「カン」で行なわれていた。
- (3) 反応作業中、作業員は監視作業をおこたり他の場所に行く待機場を離れていた。
- (4) I石油、A塗料の直接原因となつた、攪拌操作の重要性並びに、冷却温度を厳守する必要性を作業員は熟知していなかった。
- (5) これら事故をおこした製造所等以外にいづれの会社も他に危険物施設を持っているが、事故発生後調査を行ったところ、法違反が認められており、また、I石油、A塗料の会社においては危険物取扱主任者の選解任をおこたっている等の基本項目が守られておらず、おこるべくしておこった火災事故のようにみられる。

株式会社  
**スタンダード石油大阪発売所**

**ESSO**

取締役社長 松村喜美  
本社 大阪市西区級4丁目70番地  
TEL (443)-1271(代表)  
桜島油槽所 大阪市此花区梅町2の8  
TEL (461) 7186  
L.P.G長柄充填工場 大阪市大淀区長柄東通33-39  
TEL (928) 5788 (351) 1752-5044

【サービスステーション・電話】											
道頓堀	(21)5747	南堀江	(31)6325	豊中本町	(52)1677	蒲生	(31)4893	千里	(34)4220		
松島	(31)3097	三國	(31)1290	生駒	(31)4622	新町	(31)3455	粉川町			
空心町	(22)3988	三阪	(31)8150	鶴替	(43)1270	玉田	(31)1765				
帝塚山	(22)6070	小阪	(21)6849	両替	(90)2706	玉田	(31)0084	海老江	(31)6890	箕面	
長居	(31)9225	豊中セントラル	(53)2595	高井田							
				給油所	他53カ所						

**一流メーカー品ばかりそろう**

ヤマト式消火器

能美式自動火災警報設備

サンヨー式誘導灯

斎田式避難器具

本社 大阪市北区空心町1-5 電 (351) 9651  
大阪営業所 大阪市東成区大今里南之町 電 (971) 5636  
堺営業所 堺市大浜北町2-62 電 (2) 3562  
西野田営業所 大阪市福島区茶園町128 電 (461) 3163



**真弓興業株式会社**

## 最近の通達

危険物移動タンク貯蔵所の許可品名等の疑義について

「富山県総務部長」

管下消防長より下記事項について疑義の照会があったのでご教示願いたい。

なお関連事項として同消防長より疑義の照会あり昭和41年12月8日付け消第268号をもって、さきに照会いたしました事項についても併せてご教示願いたい。

記

## 消防法第11条の2の届出について

同一品名（第1石油類等）中一般名称が異なる危険物を変更する場合、法第11条の2の届出は必要としないと解せられるが石油類以外の引火性物品においてもその引火点のみによって第1.2.3.石油類にそれぞれ品名分けされているが、当市においてもガソリン等と性質状の異なるジクロルエタンを第1石油類として規制し貯蔵、取扱をおこなわせており、ジクロルエタンを移動タンク貯蔵所で移送しているがこの場合從来ガソリンの移送に使用されていた移動タンク貯蔵所を使用してジクロルエタンを移送する場合次のいづれにより規制すべきか。

- (1) 法第11条の2による届出が必要である。
  - (2) 法第16条のみにより報告させる必要がある
  - (3) 届出報告の必要がない。
2. 前項・前記の場合設置許可申請の段階において品名を第1石油類ガソリン又は第1石油類ジクロルエタンと一般名称をも明記せしめ、許可品名を限定せしめ得るか。
  3. 危険物の規制に関する政令第15条第10号の表示方法について、いかに表示すべきか。
    - (1) 品名のみ表示する。  
例 第1石油類
    - (2) 品名及び一般名称を表示する。  
例 第1石油類 ガソリン
  4. 前項により許可（届出）品名を限定した場合のみ品名及び一般名称を併せて表示する。
  4. さきに疑義照会したガス吸引排風機の使用について品名の変更届出等があった場合、いかに指導すべきか。
    - (1) 品名の変更があった場合、すべてガス吸引排風機を使用すべきである。
    - (2) 同一品名中の異なる危険物の変更があった場合にも使用すべきである。
    - (3) (1)又は(2)により使用すべきものであれば、未設置の事業所へこれが施設の設置を義務づけるべきである。

消防庁予防課長回答（43.4.23, 消予第126号）

12月14日付消第269号をもって、照会のあった標記については、下記のとおり回答する。

記

1. 設問の場合は、消防法第16条の4の規定による報告を求めることが望ましい。
2. できない。
3. (1)お見込みのとおり。
4. 品名の異なる危険物を積み替える際の静電気による出火危険は、ガソリンと灯油による場合であり、その他の危険物一般についてのものでない。

したがって、設問の装置を使用しなければならないのは上記物品の積み替え作業時に限られるから設問の(1)(2)及び(3)はいずれも適当でない。

なお、上記作業を行なう場合であっても危険排除の方法は設問の装置の使用のみに限られるものでないので念のため。

## 危険物規制に関する疑義について

「東京消防庁予防部長」

記

## 1. 屋外タンク等の保温材について

従来、液体危険物を貯蔵するタンクの保温材としては不燃性材質のものが使用されてきたが、最近断熱効果の大きい難燃性ウレタンフォームを使用したいという要望が多くなっている。

このため、ウレタンフォームの外部を薄板等で被覆する処置をしたならば保温材として使用してさしつかえないか。

## 2. 移動タンクの防波板について

精製濃硫酸（比重1.84）を運搬する4,000ℓの移動タンクで品質管理上タンク内部に10mm厚ポリエチレンをライニングしたい。このポリエチレンは別図の様に成型したものを作り入れ上部をフランジ止とする（別図略）

したがって規則第24条の2第2項に定める防波板を設けることが技術上困難である。このような小型（4,000ℓ以下）の移動タンクについては、内部をライニングするなどの特殊事情がある場合防波板を設けなくともさしつかえないか。

消防庁予防課長回答（43.4.23, 消予第127号）

## 危険物規制に関する疑義について

3月29日付東消予安（保1）発第128号をもって照会のあった標記については下記のとおり回答する。

記

1. 及び2. お見込みのとおり。